

様式（最近1か月と最近3か月比較）

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書

令和 年 月 日

江北町長 山田 恭輔 殿

申請者
住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、令和2年新型コロナウイルス感染症が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮（注1）の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

$\frac{C-A}{C}$

$\times 100$

減少率 % (実績)

A : 信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等

_____ 円

B : Aの期間前2か月間の売上高等

_____ 円

C : 最近3か月間の売上高等の平均

$\frac{(A+B)}{3}$

_____ 円

(留意事項)

1 本様式は、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。

2 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

3 本認定を受けた後、本認定の有効期間内（認定日から30日以内）に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

江産第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

認定者 江北町長 山田 恭輔

令和 年 月 日

江北町長 山田 恭輔 殿

申請者
住所 _____

氏名 _____ 印

私は、令和2年新型コロナウイルス感染症が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮（注1）の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

B × 100

A：信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等 _____ 円

減少率 % (実績)

B：令和元年12月の売上高等 _____ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{(B \times 3) - (A + C)}{B \times 3} \times 100$$

B × 3

× 100

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円

減少率 % (実績見込み)

(留意事項)

- 本様式は、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。
- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 本認定を受けた後、本認定の有効期間内（認定日から30日以内）に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

江産第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

認定者 江北町長 山田 恭輔

令和 年 月 日

江北町長 山田 恭輔 殿

申請者
住所

氏名 印

私は、令和2年新型コロナウイルス感染症が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮（注1）の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

$$\frac{C-A}{C} \times 100$$

減少率 % (実績)

A：信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等

円

B：令和元年10月から12月の売上高等

円

C：令和元年10月から12月の平均売上高等

$$\frac{B}{3}$$

円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

$$\frac{B-(A+D)}{B} \times 100$$

減少率 % (実績見込み)

D：Aの期間後2か月間の見込み売上高等

円

(留意事項)

1 本様式は、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。

2 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

3 本認定を受けた後、本認定の有効期間内（認定日から30日以内）に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

江産第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

認定者 江北町長 山田 恭輔